

監査結果のあらまし

～平成 30 年度の監査結果から～

平成 31 年 4 月

岐阜県監査委員事務局

目 次

1	監査委員制度	1
2	監査等の主な種類	2
3	定期監査	4
4	随時監査	18
5	行政監査（テーマ監査）	19
6	財政的援助団体等監査	20
7	決算審査（一般会計・特別会計）	22
8	決算審査（公営企業会計）	26
9	健全化判断比率及び資金不足比率審査	28
10	住民監査請求に基づく監査	30
	（参考1）指摘事項等の推移	31
	（参考2）包括外部監査	32

※「監査結果のあらまし」は、年間を通じて、既に県公報などで公表済みの監査等の結果をとりまとめたものです。

監査等の結果の詳細については、岐阜県監査委員事務局のホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kakushu-iinkai/kansa-iin/>

1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づいて設置されており*、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに地方公共団体のその他の事務の執行が適正に行われているかを公正不偏の立場から監査します。監査委員は、知事が県議会の同意を得て選任することとなっています。

岐阜県の監査委員の定数は5人で、県議会議員から2人、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から3人が選任されています。

■平成30年度の監査委員

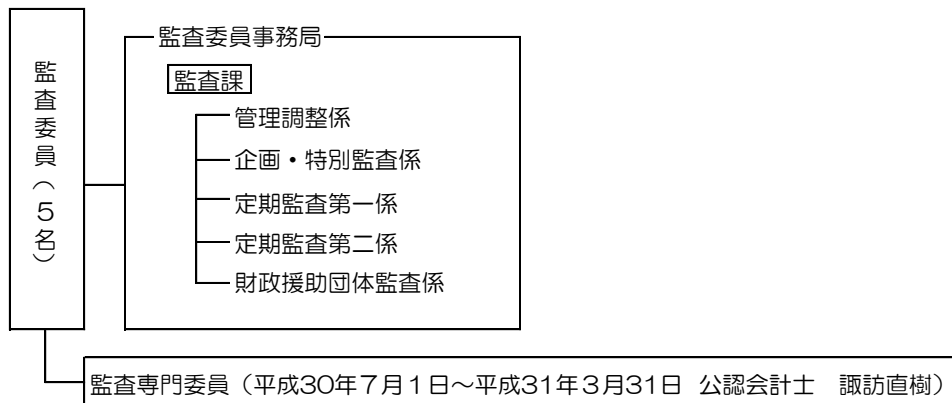
		氏名	就任期間	備考
議選委員 (県議会議員)	非常勤	篠田 徹	平成29年5月9日～平成30年5月7日	
	非常勤	松岡正人	平成29年5月9日～平成30年5月7日	
	非常勤	山本勝敏	平成30年5月8日～	
	非常勤	太田維久	平成30年5月8日～	
識見委員	常勤	山本 泉	平成27年4月1日～平成31年3月31日	代表監査委員
	非常勤	藤 良寛	平成24年5月8日～	弁護士
	非常勤	杉山祐子	平成27年4月1日～平成31年3月31日	大学教授

* 地方自治法第195条第2項において、都道府県の監査委員の定数は4人ですが、(各都道府県の)条例で定数を増加することができるかと規定されています。

また、同法第196条第1項において、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するとされています。ただし、条例で議員のうちから選任しないこともできると規定されています。

岐阜県では、岐阜県監査委員条例第2条により、定数を5人とし、同条例第3条により、議員のうちから選任する監査委員の数を2人と規定しています。

【組織図】平成30年度



監査委員事務局では、監査委員が行う監査等を補助しています。

2 監査等の主な種類

監査委員は、主に次の観点から、各種の監査や審査等を行っています。

- ・ 県は最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか
 - ・ 県は組織及び運営の合理化に努めているか
 - ・ 県の事務の執行が法令などの定めるところに従って適正に行われているか
- なお、監査等の種類には、主に次のようなものがあります。

○定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて監査をします。

○随時監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 5 項）

定期監査のほか、必要があると認めるときは、県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、抜き打ち監査をします。

○行政監査 [テーマ監査、事務事業監査]（地方自治法第 199 条第 2 項）

必要があると認めるときは、県の機関における事務の執行について監査をします。

○財政的援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

必要があると認めるときは、県が補助金などを交付している団体、県が資本金等の 1 / 4 以上の出資を引き受けている法人、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）を対象に、財政的援助等の目的に沿った事務の執行が行われているかを主眼に監査をします。

○例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2）

県の現金の出納について、毎月検査をします。

○決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

知事から提出された一般会計、特別会計及び公営企業会計（水道事業会計、工業用水道事業会計）の決算書等について審査します。

○基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

県が特定の目的のために定額の資金を運用する以下の基金について、知事から提出された運用の状況を示す書類について審査します。

- ・土地開発基金
- ・美術品取得基金

○財政の健全化に関する指標の審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

財政状況を表す指標（健全化判断比率及び資金不足比率）に関して算定が正しく行われているかについて審査します。

○住民監査請求に基づく監査（地方自治法第 242 条第 4 項）

公金の支出や財産の取得・管理などが違法又は不当に行われていた場合などに、住民からの監査請求に基づいて監査をします。

■ 参考

定期監査、随時監査及び財政的援助団体等監査において使用されている用語の定義は、以下のとおりです。

- | | |
|------------------------|--|
| 指摘事項等 | ： 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なものを「指摘事項」、是正又は改善を求める事項を「指導事項」としています。このほか、事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の関係課に対し制度の見直し等を求める事項を「検討事項」としています。 |
| 出資・出 ^{えん} 捐団体 | ： 県が資本金等の4分の1以上の出資又は出 ^{えん} 捐（一般的には、金銭や品物を寄付することを表す。）を引き受けている法人 |
| 補助金等交付団体 | ： 県が補助金や負担金等を交付している団体 |
| 指定管理者 | ： 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、県が指定して、公の施設の管理を行わせている法人その他の団体 |

3 定期監査

本庁及び現地機関の全 371 機関を対象として、定期監査を実施しました。

(1) 指摘事項等の概要

監査を実施した結果、指摘事項 89 件、指導事項 99 件及び検討事項 5 件（計 193 件）について、是正又は改善若しくは検討を求めました。

指摘事項等の件数は、平成 29 年度に比べて 80 件減少しました。その主な要因は、時間外勤務手当等の支給誤りにかかる指摘事項等が減少したことなどが挙げられます。

指摘事項等については、是正又は改善若しくは検討を求めた結果、平成 30 年度末までに 191 件について、知事等から措置を講じた旨の通知がありました。これらの改善状況については、平成 31 年度に実施する監査の中で検証していきます。

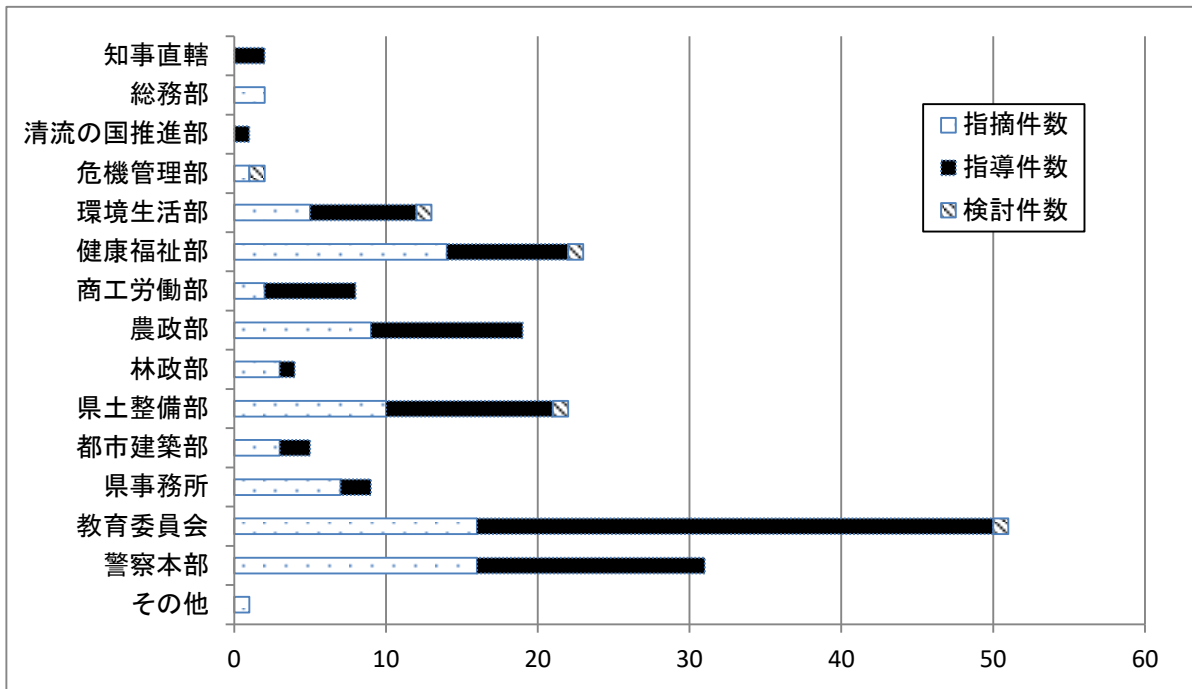
【部局別の指摘事項等】

（単位：機関、件）

部局名	監査実施機関数		指摘事項等の件数			
		指摘事項等 あり機関数		指摘	指導	検討
知事直轄	2	1	2	0	2	0
総務部	18	2	2	2	0	0
清流の国推進部	7	1	1	0	1	0
危機管理部	4	2	2	1	0	1
環境生活部	18	9	13	5	7	1
健康福祉部	44	17	23	14	8	1
商工労働部	24	6	8	2	6	0
農政部	30	15	19	9	10	0
林政部	7	2	4	3	1	0
県土整備部	22	12	22	10	11	1
都市建築部	18	5	5	3	2	0
県事務所	7	5	9	7	2	0
教育委員会	99	40	51	16	34	1
警察本部	58	23	31	16	15	0
その他	13	1	1	1	0	0
合 計	371	141	193	89	99	5
（参考）平成 29 年度	363	188	273	141	127	5

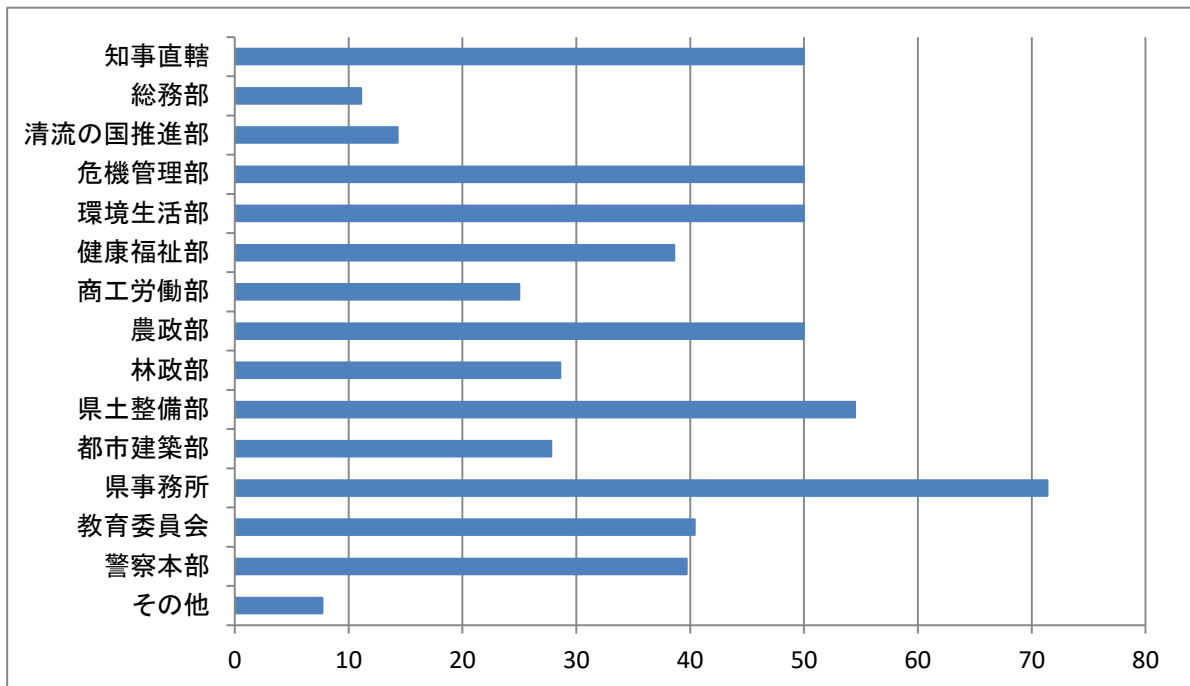
【部局別の指摘事項等の件数】

(単位：件)



【部局内における指摘事項等があった機関数の割合】

(単位：%)

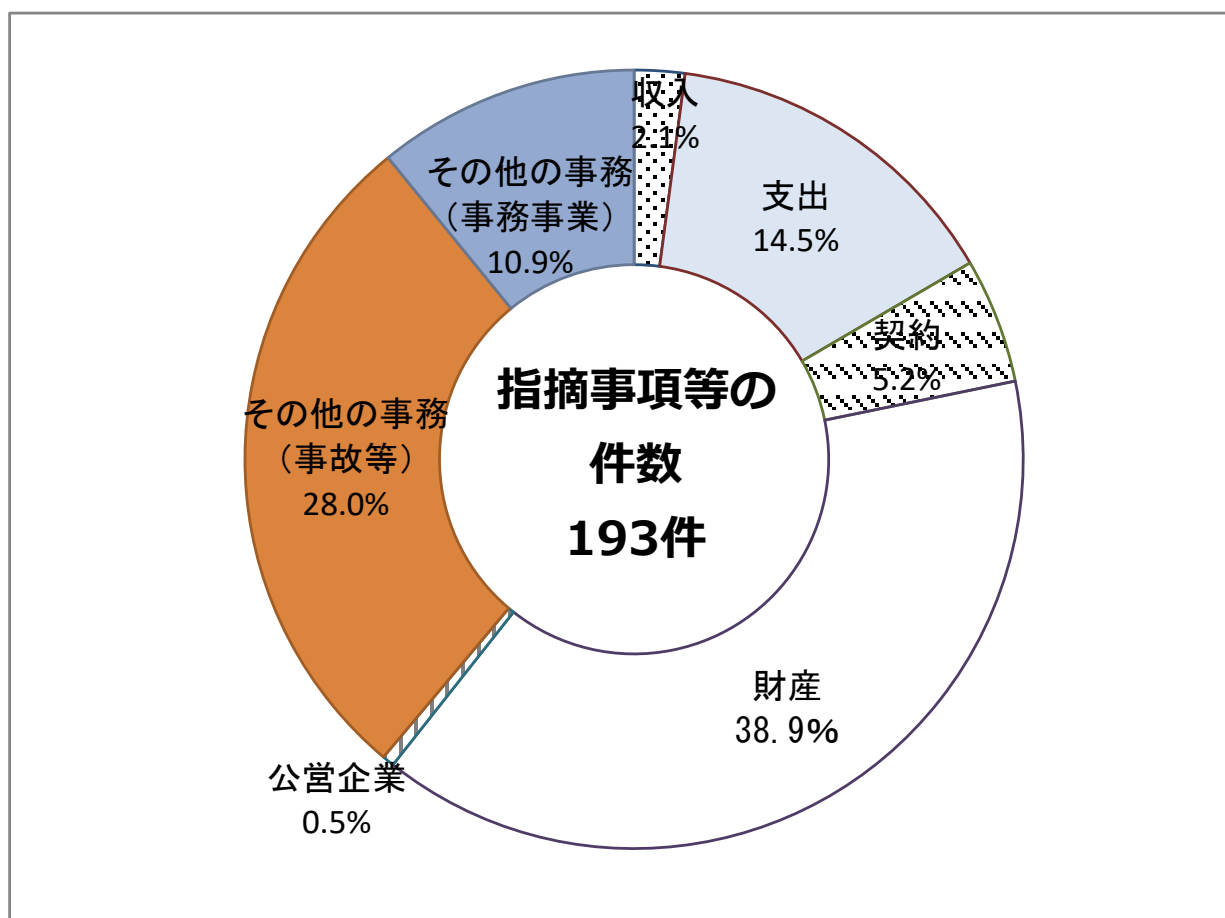


【分野別の指摘事項等の件数】

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	検討事項	合計	備考
財務事務	42	74	1	117	
収入	3	1	0	4	
支出	24	4	0	28	うち時間外勤務手当等21件
契約	3	6	1	10	
財産	12	63	0	75	うちノート型パソコンの損傷46件
公営企業	1	0	0	1	
その他の事務	46	25	4	75	
事故等	46	8	0	54	うち交通事故 34件 道路管理瑕疵 8件
事務事業	0	17	4	21	うち情報管理 8件 毒劇物管理 3件
合計	89	99	5	193	

【分野別の指摘事項等の割合】



(2) 主な指摘事項等と講じた措置

平成 30 年度に実施した定期監査における主な指摘事項等とそれに対して知事等が講じた措置は次のとおりです。

1 私人に公金を取扱わせる手続が不適正なもの（収入）

私人に公金を取り扱わせる場合は、その旨を告示するなど責任関係を明確にしなければなりません。が、県公報に告示することなく取り扱わせていたものなどが2機関においてありました。

制度の理解不足や組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

博物館、希望が丘こども医療福祉センター

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

入館料の収納に係る事務を私人である業者に委託して公金を取り扱わせていたにもかかわらず、その旨を県公報で告示していませんでした。

(博物館)

【講じた措置】

入館料について、収納に係る事務を業者に委託した旨を県公報にて告示するとともに、窓口にも掲示しました。

また、私人に委託する際の諸手続について事務実施要領を定め明文化しました。

2 時間外勤務に係る手当*1に関する誤り（支出）

21 機関において、時間外勤務に係る手当の支給対象時間や支給割合のほか、代休の取扱いなどを誤っていたことにより、過払 32,709 円と支払不足 194,972 円が発生していました。

いずれも、担当者の理解不足や不注意と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

秘書課、文化創造課、東濃保健所、精神保健福祉センター、中央食肉衛生検査所、地域産業課、農業経営課、里川振興課、西濃農林事務所、中山間農業研究所、森林文化アカデミー、都市公園課、飛騨県事務所、学校支援課、体育健康課、西濃教育事務所、岐阜総合学園高等学校、岐阜聾学校、長良特別支援学校、岐阜本巣特別支援学校、議会事務局

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

一週間の所定労働時間を超える時間数の把握を誤り、誤った支給割合をもって時間外勤務手当を支給したことにより、1 件 3,884 円が過払となっていました。
(文化創造課)

【講じた措置】

誤りがあったものについては、速やかに戻入処理を行いました。

今後は、休日勤務手当の支給がある場合は特に留意し、支給すべき手当や支給割合を自動判定できる時間外勤務手当等支援ツールを活用して確認することとしました。

*1 時間外勤務に係る手当：時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当があります。

3 検査等が不十分なもの（支出）

納品の検査や補助事業の履行確認などが不十分なまま、代金や補助金が支払われていたものが3機関においてありました。

いずれも担当者の理解不足や組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

- 保健医療課（検査調書の未作成）
- 高山土木事務所（納品検査の一部未実施）
- 生活安全総務課（補助対象経費の支払の事実未確認）

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

管内各地に納品させたアスファルト補修材 13 トン分（25kg×520 袋）について、納品検査を一部行っていませんでした。

（高山土木事務所）

【講じた措置】

納品検査が未実施であったアスファルト補修材について、納品伝票や納品先の受払記録を確認し、適切に納品されていたことを確認しました。

平成 30 年度から納品書に納品日、数量、納品場所等が判別できる写真を添付するよう仕様書に明記し、適正に納品検査ができるよう改善しました。

補助金の履行確認時に、補助対象経費の内訳や支払の事実などを確認していませんでした。

（生活安全総務課）

【講じた措置】

補助対象経費の内訳や支払の事実などを確認し、補助事業の適正な履行を確認しました。今後は、補助事業の実績報告書を受領後、速やかに現地調査を実施することとしました。

4 不適切な契約事務（契約）

2機関において、契約審査会^{*2}の審査を受けることなく随意契約^{*3}をしていたものがありました。

いずれも、担当者の理解不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

美術館、教育研修課

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

競争入札が不落となった際に、契約審査会の審査を受けることなく契約の方法及び内容を変更し随意契約を行っていました。（美術館）

【講じた措置】

契約事務手続について職員へ周知徹底を図りました。今後は、会計例規を遵守し、疑義が生じた場合は出納管理課へ確認を行うこととしました。

*2 契約審査会：契約事務の公正を確保することを目的として、あらかじめ契約の内容や方法などにつき審査するため、部又は地方機関ごとに設置することとされています。少額の契約など、契約審査会の審査を受ける必要のない契約もあります。

*3 随意契約：経済性、契約手続の効率性、緊急性など法令で定められた一定の要件に該当する場合に限り、競争入札によることなく、県が随意に選んだ者と結ぶことができる契約。

5 物品の不適切な処分等（財産）

物品について、現物実査*⁴により判明した現物と帳簿の不突合の原因を究明していないものや、不用決定の手続を行わないまま処分していたものなど管理が不適切なものが25機関においてありました。

このような事態が生じていたのは、管理体制に問題があったことは言うまでもありませんが、物品を使用する職員一人ひとりの公金意識を高め、財産管理の重要性を再度徹底するよう求めました。

【該当機関】

- 岐阜商業高等学校、岐阜各務野高等学校、岐阜農林高等学校（物品帳簿との不突合原因の究明遅滞）
- 秘書課、地域スポーツ課、流域浄水事務所（不用決定の手続未済）
- 現代陶芸美術館（物品一覧表の除却漏れ）
- 文化財保護センター（貸付物品保管証明の徴取漏れ）
- 産業技術課（消耗品出納簿の記録漏れ）
- 防災課、文化創造課、医療福祉連携推進課、飛騨農林事務所、森林文化アカデミー、中濃県事務所、飛騨県事務所、郡上高等学校、可児高等学校、多治見高等学校、多治見北高等学校、中津高等学校、高山工業高等学校、岐阜南警察署、養老警察署、可児警察署（亡失報告）

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

消防無線モニター発信装置（取得価格相当額 239,990 円）について、県発注工事の請負業者が誤って処分し、一部の消防無線通話を傍受できない期間が約3か月生じていました。（防災課）

【講じた措置】

予備機をもって応急復旧のうえ、誤って処分した請負業者に新規製造品をもって本復旧させました。

また、県所有備品であることを示す大型シールを貼付するなど再発防止策を講じました。

* 4 現物実査：管理する物品について、物品台帳の内容と現物の状況とが一致しているかどうか、物品台帳と現物との突合せを行うもので、毎年度1回以上行うものです。

6 物品の損傷（財産）

46 機関において、職員が飲料をこぼす、液晶ディスプレイを閉じる際に異物を挟み画面を破損するなどによってノート型パソコン 50 台を損傷し、修繕料 3,992,797 円が支払われていました。

機関ごとに何故損傷させてしまったのか本質的な原因分析を行った上で対策を講じるとともに、職員によるパソコンの適正な使用及び管理について、一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

環境企画課、廃棄物対策課、高山陣屋管理事務所、可茂保健所、身体障害者更生相談所、中央子ども相談センター、東濃子ども相談センター、国際交流課、検査監督課、農業経営課、農地整備課、岐阜農林事務所、林政課、河川課、揖斐土木事務所、多治見土木事務所、恵那土木事務所、下水道課、教職員課、長良高等学校、岐山高等学校、岐阜城北高等学校、岐阜商業高等学校、各務原高等学校、各務原西高等学校、羽島高等学校、岐阜工業高等学校、大垣北高等学校、大垣養老高等学校、関高等学校、加茂高等学校、可児高等学校、可児工業高等学校、斐太高等学校、岐阜聾学校、岐阜本巣特別支援学校、可茂特別支援学校、飛騨特別支援学校、総務課、生活環境課、刑事総務課、各務原警察署、海津警察署、大垣警察署、可児警察署、高山警察署

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

飲料をこぼすなどによってノート型パソコン 3 台を損傷し、修繕料 221,794 円の支払が発生していました。（岐阜本巣特別支援学校）

【講じた措置】

物品は県の大切な財産であることを認識し適切に管理するよう、職員会議において事務長から全教職員に対して研修を行いました。

今後も機会あるごとに周知を行います。

7 公用車等の交通事故（事故等）

公用車等の交通事故で県側に過失があり、相手方との示談が成立したものが、34 機関で計 47 件（うち、過失割合が 100%の事故は 38 件）ありました。これらの交通事故により、損害賠償金 7,079,463 円、修繕料 4,247,628 円の支払が発生し、公用車 2 台が廃車となっていました。

職員の交通事故防止について一層の徹底を図るよう求めました。

【該当機関】

管財課、博物館、西濃保健所、中央子ども相談センター、西濃子ども相談センター、東濃子ども相談センター、飛騨子ども相談センター、西濃農林事務所、中濃農林事務所、飛騨農林事務所、農業大学校、中濃家畜保健衛生所、美濃土木事務所、高山土木事務所、東部広域水道事務所、西濃県事務所、東濃県事務所、恵那県事務所、飛騨県事務所、地域課、機動捜査隊、交通規制課、高速道路交通警察隊、機動隊、岐阜中警察署、岐阜南警察署、岐阜北警察署、各務原警察署、大垣警察署、揖斐警察署、北方警察署、加茂警察署、可児警察署、多治見警察署

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

相次ぐ緊急案件への対応により疲労が蓄積し、眠気を催しハンドル操作を誤って対向車と衝突したことにより、損害賠償金 3,602,588 円の支払が発生し、また、公用車が廃車となっていました。

（東濃子ども相談センター）

【講じた措置】

職員に対し、安全運転や交通事故防止について注意喚起を行いました。また、他の業務の軽減など、緊急案件発生時に職員間の業務の平準化を図ることとしました。

8 外部記録媒体の不適切な管理（事務事業）

8 機関において、USBメモリなどの外部記録媒体を許可なく利用しているなど、管理が不適切なものがありました。

いずれも、担当者の理解不足や不注意と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

文化財保護センター、工業技術研究所、国際園芸アカデミー、長良川上流河川開発工事事務所、教職員課、美濃教育事務所、羽島北高等学校、岐阜聾学校

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、外付けハードディスクを常時パソコンに接続し利用していました。（美濃教育事務所）

【講じた措置】

外付けハードディスクを常時使用する場合にも、使用記録簿へ記載し取扱管理者の許可を得ることを周知徹底しました。

9 毒物及び劇物の不適切な管理（事務事業）

毒物及び劇物の管理について、管理簿の記録漏れのほか、定期点検の未実施など、3 機関において管理が不適切なものがありました。

いずれも、担当者の理解不足と組織的なチェック機能が働いていなかったことが原因と考えられることから、是正又は改善を求めました。

【該当機関】

郡上農林事務所、不破高等学校、長良特別支援学校

具体的な指摘事項等と講じた措置の例は、下記のとおりです。

毒物及び劇物について、危害防止規程に基づき、年1回必ず残量を確認すべきところ、容積や重量を計測していないものがありました。

（郡上農林事務所）

【講じた措置】

残量を重量で計測し、管理台帳に記録するとともに、台帳を確認するチェック体制を構築しました。

10 建築基準法に基づく施設の安全性点検の課題（事務事業）

県立高等学校等の施設における建築基準法上の定期点検について、従来から業務委託により行ってきましたが、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震で小学生がブロック塀の下敷きになった事故を踏まえたブロック塀の緊急点検が行われ、建築基準法に適合していないものがあったことが判明しました。

ブロック塀の安全性の点検と判定が十分でなかった可能性があるため、これまでの業務委託にどのような課題があったかを整理したうえで、改善のための工夫を検討するよう求めました。

（教育財務課）

【講じた措置】

委託契約の標準仕様書にブロック塀等の点検留意事項や点検内容を特記し、点検チェックリストも点検が必要な項目を強調するなど改善しました。

(3) 監査の過程において述べた主な意見

監査の過程において、監査対象機関に対し、県財政、人事管理、事務事業等について、監査委員が述べた主な意見は次のとおりです。

■ 県財政について

- ・ 各部署が行った産業施策などが税収にどのような影響を与えているかを把握・分析する視点を持ち、強化すべき点を県全体で取り組まれない。
- ・ 県庁舎の再整備、学校等の建物及び道路等のインフラ施設の老朽化対策など歳出の増嵩が予想される中、節度ある財政運営に努められたい。

■ 人事管理について

- ・ 職員の働き方改革について、時間外勤務縮減対策やメンタルヘルス対策などの取組を一層推進されたい。特に教員の長時間労働の是正を図られたい。
- ・ 組織マネジメントやパワハラ防止の研修を充実することで、管理職の労務管理に関するマネジメント意識を向上させるよう努められたい。
特に、36協定（労使協定）を守ることを徹底し、時間外勤務縮減について意識改革に努められたい。
- ・ 女性の少ない職場においても、志をもった女性が活躍できるよう労働環境を整えられたい。

■ 財務に関する事務の執行について

- ・ 未収金等の滞納整理について、回収の実績を高めるため、業務を外部委託する等、回収のあり方を検討されたい。
- ・ 辞退等により応札一者となった入札が散見されるため、その原因を調査する姿勢を持つべきである。公金意識を持ち、入札の競争性を高めるよう努められたい。
- ・ 遊休物品については、廃棄やリサイクルを視野に入れて対応を検討されたい。また、物品管理が適切に行われ、かつ、業務負担にならない方を県全体で検討されたい。
- ・ 物品の亡失が多件多額発生しており、高額な物品や用途が特殊な物品も見受けられたことから、財産管理の徹底に努められたい。

■ 事務事業について

- 働く場所の確保、県の魅力の掘り起しに取り組んでいるが、県人口が減少傾向にあることに鑑み、今後も県からの人口流出を防ぐ施策を一層講じられたい。
- 児童虐待の一因である家庭の孤立化を防ぐため、家庭教育を支援する取組を一層推進されたい。
- 県内の職業訓練施設と連携し、高い技能を持つ技術者の育成と技能の伝承を図り、求人の掘り起しや労働力不足の解消に努められたい。
- 家畜防疫体制について、担当部署が連携し、今後も専門性をもって県全体で対応されたい。
- 県と岐阜大学での豪雨災害時の避難情報と住民避難行動に関する実証研究の成果を活用し、市町村の避難計画の策定を支援されたい。
- 外国人技能実習生を受け入れている事業所において、技能実習する上で問題が生じていないか、市町村と連携して情報収集に努められたい。
- 大阪府北部の地震により発生したブロック塀の倒壊事故を踏まえて、同種の被害防止対策を早急に取り組まれたい。
- SNSによるいじめ等その態様が多様化してきており、外部から目に見えない形で行われることがあるため、早期発見、早期防止に努められたい。

■ 指摘事項等が多い事案について

① ノート型パソコンの毀損

ノート型パソコンの毀損事故が後を絶たないため、実効性のある対策に取り組み毀損事故の減少に努められたい。

また、財産管理の重要性や公金意識について一層の徹底を図られたい。

② 職員の公用車による交通事故

多くの交通事故が発生しているため、更なる注意喚起等を行い、より一層の事故防止対策を実施されたい。

また、公用車の交通事故により発生した損害賠償金、公用車修理費用は公金で賄われているということを十分に認識されたい。

4 随時監査

県の機関における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、必要があると認めるときに行う随時監査は、不適正事案の未然防止の観点から、事前通告を行わない抜き打ち監査を実施しました。

監査結果の概要

現金、生産物、毒劇物などを取り扱っている6機関を抽出し、事前通告を行わない、抜き打ち監査を実施しました。

指摘事項等となるような問題点は見受けられませんでした。

【主な監査事項】

生産物、拾得金・拾得物及び消耗品（毒劇物）の出納管理並びに現金の取扱い

【監査対象機関】

畜産研究所（養豚・養鶏研究部）

水産研究所（下呂支所）

森林整備課（東濃桧採種園）

中津川工業高等学校

飛騨特別支援学校（高山日赤分校）

可児警察署

5 行政監査（テーマ監査）

複数の機関に共通する事務の中から、横断的に検証する必要があると判断した事務についてテーマを設定し、当該事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているか、組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか等を主眼に監査を実施しました。

監査結果の概要

テーマ「子ども相談センターにおける相談対応体制について」

本県では、児童虐待に関する相談対応件数が過去最多（平成 29 年度 1,095 件）を数える中、本県の児童虐待相談対応の中核を担う中央子ども相談センターが平成 30 年 11 月に新築移転により拡充整備されました。

このような状況を踏まえ、児童や保護者に寄り添った支援のさらなる充実につなげていくことができるよう、相談対応業務に昼夜を問わず奮励努力している各子ども相談センターの執務環境づくりに資することを主眼に監査を行いました。

【主な着眼点】

- ・職員が専門性を生かして活躍できる環境が整っているか
- ・相談対応業務をより効率化できる余地はないか
- ・職員の負担をより軽減できる余地はないか

監査対象機関

子ども相談センター（中央、西濃、中濃、東濃、飛騨） 計5か所

監査意見

- ・児童福祉司の配置人数について、国が示す 2022 年度までに達成すべき基準の早期達成を図られたい。
- ・児童心理司及び保健師についても、国が示す配置人数の基準の達成に向けて取り組んでいく必要がある。
- ・中央子ども相談センターの一時保護所について、定員が 30 名に拡張整備された新築移転のメリットを生かすことができるよう、人員体制を速やかに強化されたい。
- ・ICT 活用による情報の一元化や業務の効率化について研究されたい。
- ・職員が心身の疲労によるバーンアウトシンドロームに陥ることを防止するとともに、児童福祉司や児童心理司には児童虐待以外の福祉行政分野についても経験を積む機会を与え、幅広い視野をもった人材の育成に努められたい。

6 財政的援助団体等監査

県が資本金等の4分の1以上の出資を引き受けている法人（出資・出捐^{えん}団体）、県が補助金等を交付している団体（補助金等交付団体）、公の施設の指定管理者となっている団体について、計53団体を選定して監査を実施しました。

（1）指摘事項等の概要

監査を実施した結果、12団体に対する指摘事項5件及び指導事項10件並びにこれらの団体を所管している県の4機関に対する指摘事項3件及び指導事項2件について、是正又は改善を求めました。

【指摘事項等の件数】

（単位：団体、件）

区 分	監査実施団体数		団体の 指摘事項等の件数			所管機関の 指摘事項等の件数		
		指摘事項 等あり	指摘	指導	検討	指摘	指導	
出資・出捐 ^{えん} 団体	24	7	9	2	7	0	0	0
補助金等交付団体	20	2	3	2	1	0	3	2
指定管理者	9	3	3	1	2	0	2	1
合 計	53	12	15	5	10	0	5	3

（2）主な指摘事項等

1 決算の正確性に関するもの（出資・出捐^{えん}団体）

6団体の決算において、減価償却額^{*1}の計算を誤って固定資産の帳簿価額を過小に計上していたものや、貸倒損失額^{*2}の計算を誤っていたものなど、各団体の会計基準等に基づく事務が適正に行われていないものがあつたので、是正又は改善を求めました。

【該当団体】

（公財）岐阜県体育協会、（地独）岐阜県立下呂温泉病院、（公大）岐阜県立看護大学、（株）ブイ・アール・テクノセンター、（公財）セラミックパーク美濃、（一社）岐阜県農畜産公社

*1 減価償却額：固定資産の価値の減少分について、決算期毎に一定の計算基準により費用として配分した額のこと。

*2 貸倒損失額：取引相手の倒産等により、売掛金や貸付金等の金銭債権が回収できなくなった債権者の損失金額のこと。

2 契約手続が不適切なもの（出資・出捐^{えん}団体）

（公大）岐阜県立看護大学において、学生ホール食堂運営業務の委託契約期間満了に伴う契約更新にあたり、決裁を受けることなく、契約書を作成しないまま更新していたものがあったので、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

（公大）岐阜県立看護大学〈医療福祉連携推進課〉

3 補助要件を満たさない補助金を交付していたもの（補助金等交付団体）

（医）香徳会において、岐阜県病院内保育所夜間運営費補助金の補助要件を満たさない保育実施日数を含めて補助対象経費を算定していたことにより補助金 82,000 円を過大に、また、岐阜県新人看護職員研修事業費補助金は実際の研修時間数とは異なる時間数をもって補助対象経費を算定していたことにより補助金 16,000 円を過大に受給していたので、当該法人及び県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

（医）香徳会〈医療福祉連携推進課〉

4 指定管理業務が適切に行われていなかったもの（指定管理者）

岐阜県先端科学技術体験センターの指定管理に係る基本協定書等に基づき定めた薬品の管理規程を遵守せず、薬品を適正に管理していなかった事例があったので、指定管理者及び県の所管機関に対して、是正又は改善を求めました。

【該当団体〈県の所管機関〉】

トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ〈文化伝承課〉

※平成 30 年度の指摘事項等については、今後、改善状況の報告を求めるとともに、その検証を行っていきます。

（3）監査の過程において述べた主な意見

- （地独）岐阜県立下呂温泉病院においては、働き方を工夫することで医師をはじめ医療関係者の健康にも配慮しながら、引き続き、地域住民に良質な医療を提供されたい。
- 鳥獣害防止総合対策協議会においては、防護柵設置等による被害軽減効果がみられることから、補助対象施設の日常管理を適切に行われたい。

7 決算審査（一般会計・特別会計）

平成29年度の岐阜県一般会計及び特別会計^{*1}について審査を実施し、その意見を平成30年9月10日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 決算の計数は正確か
- ② 予算の執行は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的になされているか
- ③ 財産の取得、管理及び処分は適正か

（1）審査の結果

決算の計数は正確であることを確認し、予算の執行もおおむね適正かつ効率的に行われているものと認めました。また、財産の取得、管理及び処分についても、過年度登録漏れに起因する公有財産台帳の一部補正など、定期監査において是正・改善を要する事項が認められたものの、おおむね適正であると認めました。

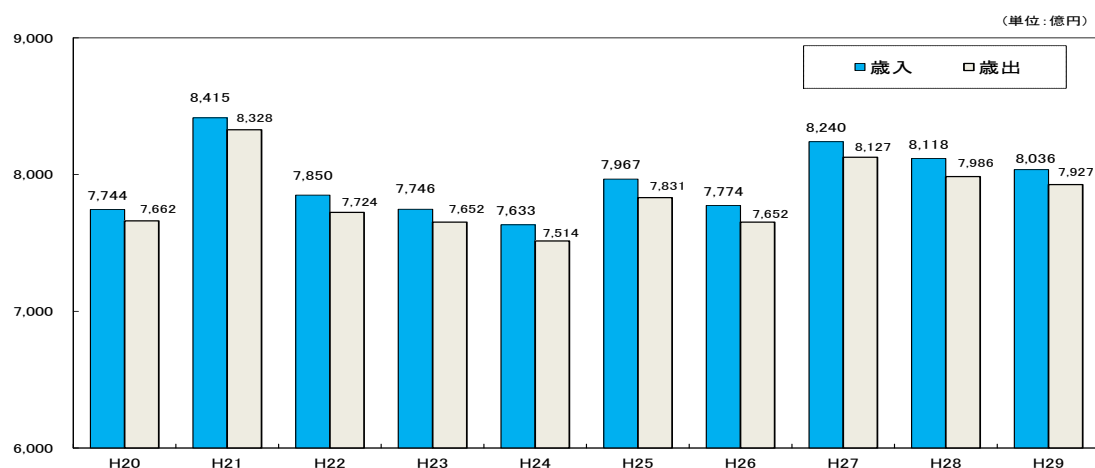
（2）決算の概要

平成29年度の一般会計の歳入総額は約8,036億円、歳出総額は約7,927億円で、実質収支^{*2}は約51億円の黒字でした。また、特別会計の歳入総額は約1,170億円、歳出総額は約1,140億円で、実質収支は約28億円の黒字でした。しかし、財政構造の弾力性を示す決算に基づく経常収支比率^{*3}は94.0%であり、依然として財源に十分な余裕がないことを示しています。

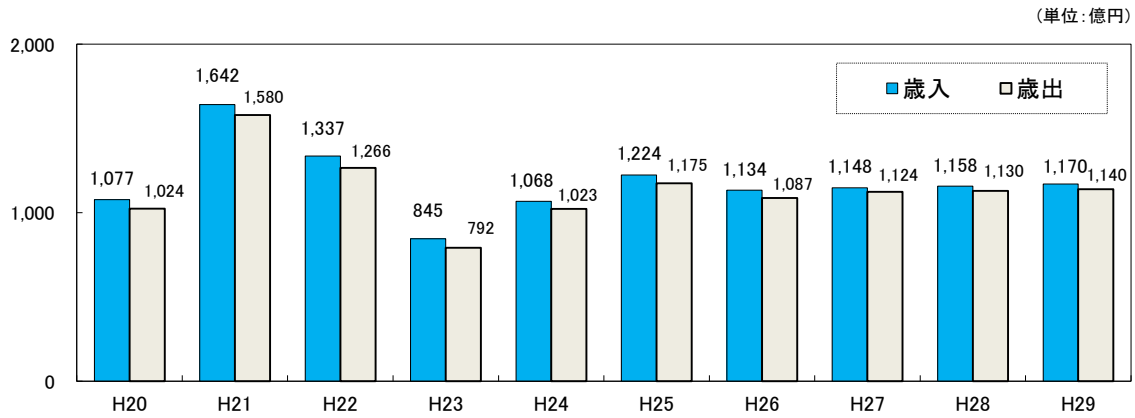
また、実質公債費比率^{*4}は10.0%、平成29年度末の県債発行残高^{*5}は約1兆5,430億円、基金残高^{*6}は約1,498億円でした。

（注）*1～*6の説明はP25を参照してください。

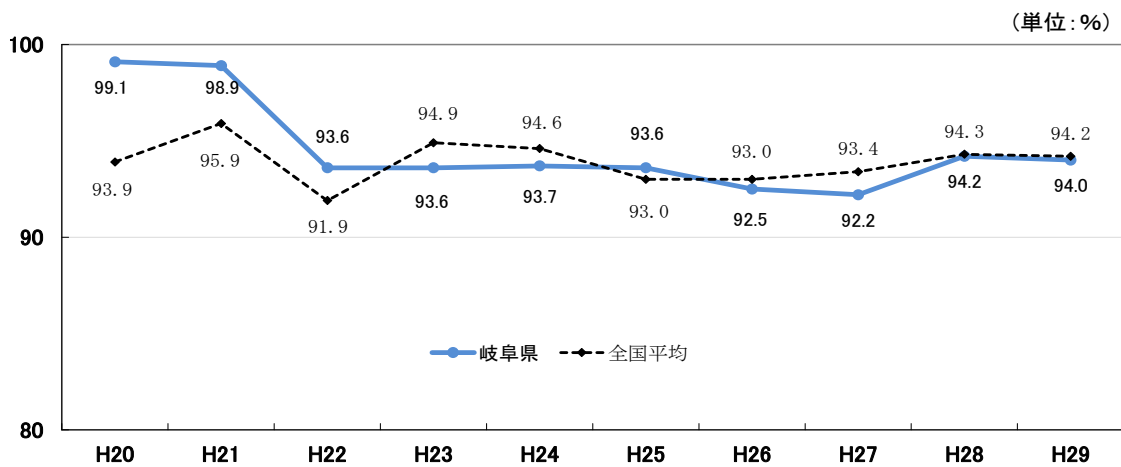
歳入・歳出決算額の推移（一般会計）



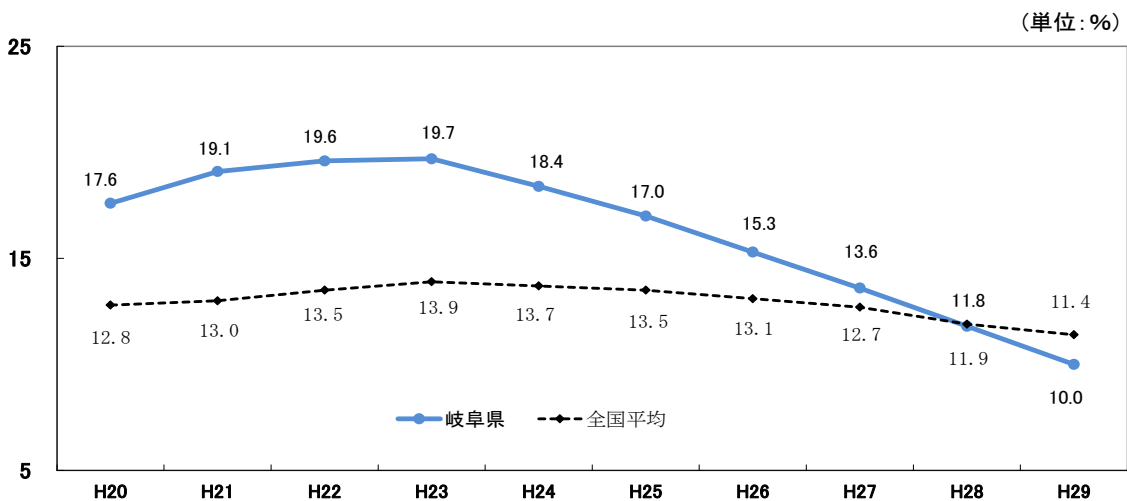
歳入・歳出決算額の推移（特別会計）



経常収支比率の推移



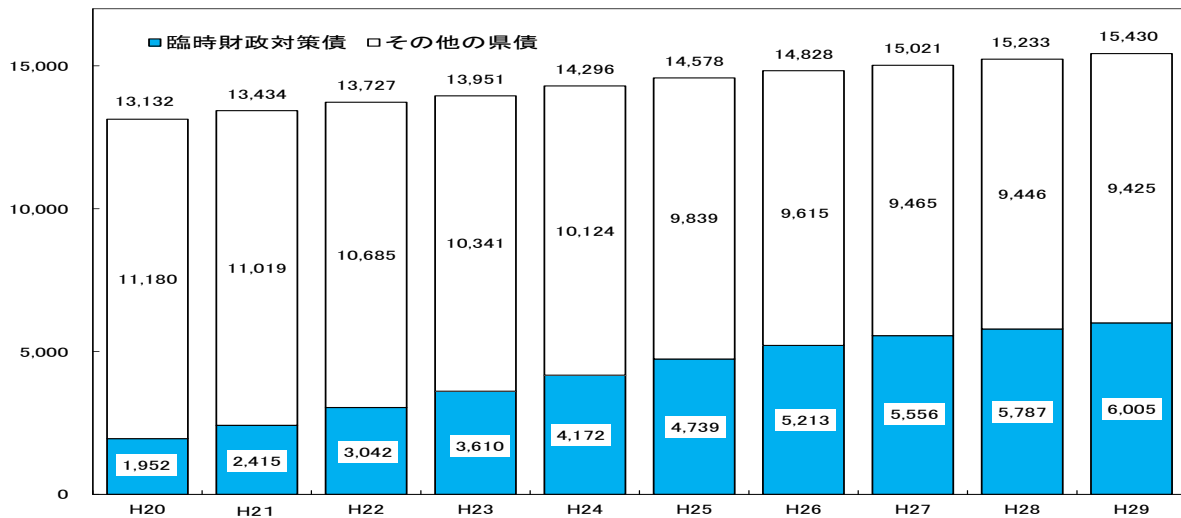
実質公債費比率の推移



* 全国平均の比率は総務省公表数値による

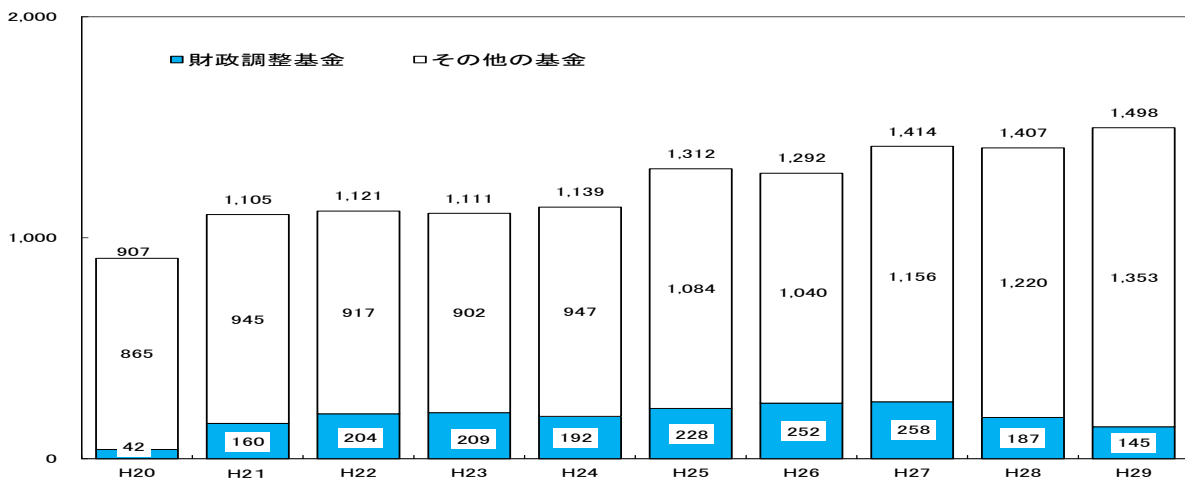
県債残高の推移

(単位：億円)



基金残高の推移

(単位：億円)



(3) 審査意見の概要

○県財政の現状及び行財政改革の取組み

県財政の現状を各種財政指標等でみると、経常収支比率は依然として高い水準にあるものの、実質公債費比率は6年連続で低下し、県財政に対する公債費負担は改善傾向がみられます。

しかし、地方交付税の代わりとして発行する臨時財政対策債^{*7}の増加により県債残高全体が増加している中、県庁舎の再整備も控えており、今後、多額の公債費負担が予測されることから、県財政は依然として厳しい状況にあります。

これらの状況を踏まえ、行財政改革の取組みを着実に進め、中・長期的な視野に立った健全で持続可能な財政運営に努めるよう求めました。

○効率的・効果的な事業の実施及び歳入の確保

平成29年度に「岐阜県事務事業棚卸しプロジェクト」を立ち上げ、事務の改善及び事業の見直しに取り組んでいるところですが、引き続き、県民サービスの向上や費用対効果の検証について継続的に実施するよう求めました。

また、歳入の確保対策として、個人県民税について徴収事務を行っている市町村と一層連携して徴収率向上に努めるなど、今後も、様々な観点から新たな取組みの実施について積極的に検討を行い、一層の歳入確保に努めるよう求めました。

○財務関係事務の適正化

定期監査を実施したところ、不用決定を行うことなく物品を処分していた事案やノート型パソコンを毀損し修繕料が発生していた事案など、是正・改善を要する事項が見受けられたため、同様の事態が発生しないよう、公金意識やコスト意識を徹底させ、法令等を遵守し、適正かつ効率的な事務の執行に努めるよう求めました。

○今後の県政運営

社会保障関係経費等の義務的な経費、庁舎や道路等のインフラ施設の老朽化に伴う維持管理費など、将来にわたって避けられない歳出の増嵩が予想され、県が取り組むべき課題は少なくありません。

県民への負担を今以上に増やさないためにも、具体的な数値目標を掲げた戦略的経営姿勢をもって、県政の諸課題に取り組んでいくよう求めました。

また、地方自治法の一部改正を踏まえ、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制の整備に計画的に取り組んでいくよう求めました。

* 1 特別会計

地方公共団体の特定の事業を行ったり、特定の歳入を特定の歳出に充てたりするため、一般会計から分離して別に収支管理を行う会計です（平成30年3月末現在10会計）。

* 2 実質収支

歳入決算額と歳出決算額の差引き（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額です。

* 3 経常収支比率

経常的経費（人件費、公債費等）のために、経常一般財源（地方税、普通交付税等）がどれだけ充当されたかを表す比率で、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標です。比率が低いほど財源に余裕があることを示します。

* 4 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去3年間の平均値を用います。

* 5 県債発行残高

県債発行に伴う未償還金の合計残高です。借入れと同一年度内に償還する借入金は含まれません。また、元金のみを計上し、利息は含まれません。

* 6 基金残高

条例の定めるところにより、特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設ける財産の残高です（平成30年3月末現在33基金）。

* 7 臨時財政対策債

地方の財源不足を補てんするために、地方交付税の一部を振り替えて発行される地方債のことで

8 決算審査(公営企業会計)

平成29年度の岐阜県公営企業会計^{*1}について審査を実施し、その意見を平成30年8月29日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 関係法令に準拠し、会計原則に基づいて作成され、計数は正確か
- ② 経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- ③ 各事業は効率的に実施され、公共の福祉を増進するよう運営されているか

(1) 審査の結果

決算諸表は、関係法規に準拠し、会計原則に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。また、事業の経営については、企業としての経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するという経営の基本原則に沿って行われているものと認めました。

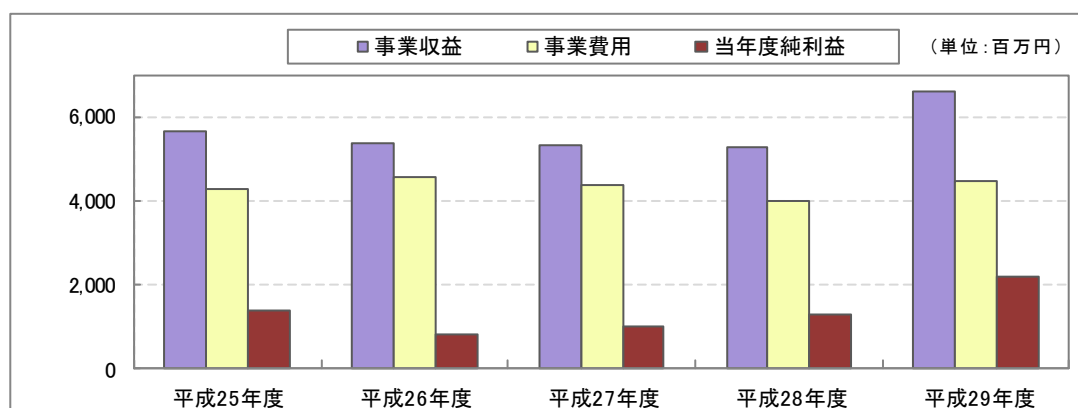
(2) 審査意見の概要

◇水道事業会計

平成29年度の水道事業収益は66億2,224万円余で、水道事業費用は44億5,014万円余でした。この結果、当年度の純利益は21億7,210万円余と、35年間にわたって黒字を持続しています。また、自己資本構成比率^{*2}は81.4%と前年度より1.3ポイント高くなるなど、経営状況は健全といえます。

しかし、一部の建物において、固定資産台帳に設定された耐用年数が法定耐用年数と異なっていたことから、同台帳を精査し、正確性を確保するとともに、適正な減価償却費を計上する必要があります。

大容量送水管整備事業や既設送水管等耐震対策事業が進められており、長期間にわたる多額の財政負担が見込まれる一方で、将来的な人口減少に伴う給水収益の減少が予想されることから、長期的な視点に立った収支バランスを確保した上で、次世代の費用負担の軽減を図り、安全・安心な水道水の安定供給を図るとともに、健全な経営の確保に努めるよう求めました。



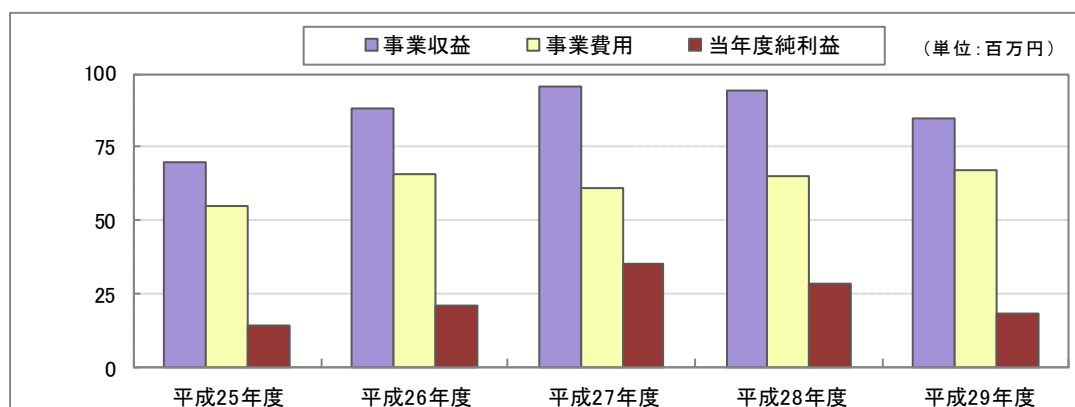
◇工業用水道事業会計

平成29年度の工業用水道事業収益は8,538万円余で、工業用水道事業費用は6,732万円余でした。この結果、当年度の純利益は1,805万円余と前年度に比べ1,082万円余の減少となりましたが、経営の根幹をなす給水量は、契約水量が増加したことなどから、前年度に比べ5.5%増加しており、施設利用率^{*3}も36.2%と前年度に比べ1.9ポイント高くなっています。

しかし、一般会計からの借入金が4億8,134万円余あること、今後必要となる施設改修等に対して内部留保資金（1億26万円余）が十分確保されているとは言い難いことなどから、脆弱な経営基盤となっています。

工業用水道事業の浄水場建設用地については、減損損失の認識の判定に特に留意するよう意見を付してきたところですが、その進捗管理については引き続き留意する必要があります。

今後は、より一層、関係部局や関係市町と連携を強化し、水需要の新規開拓に向け努力するとともに、既受水企業における増量契約を図るなど、給水収益の向上につながる戦略的な取組みを行い、経営の安定化、健全化に努めるよう求めました。



* 1 公営企業会計

地方公営企業法第2条に規定されている地方公共団体が経営する水道事業などの企業部門の会計です（平成30年3月末現在 水道事業会計、工業用水道事業会計）。

* 2 自己資本構成比率

$$\{(\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}) / (\text{負債} + \text{資本})\} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合を示すもので、企業の自己資本調達度を判断する指標。比率が高いほど良く、経営が安定していることを示しています。

* 3 施設利用率

$$1 \text{ 日平均配水量} / 1 \text{ 日配水能力} \times 100$$

1日平均配水量（年間総配水量を年日数で除したもの）を1日配水能力（配水施設の容量）で除したもので、配水能力のうちどれくらいが実際に利用されているかを示す指標。比率が高いほど良く、施設が無駄なく利用されていることを示しています。

9 健全化判断比率及び資金不足比率審査

平成 29 年度岐阜県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算をもとに、健全化判断比率*¹とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、また、公営企業会計の決算をもとに、資金不足比率*²とその算定の基礎となる事項を記載した書類について、それぞれ審査を実施し、その意見を平成 30 年 9 月 10 日に知事に提出しました。

審査に当たっては、次の点に主眼をおきました。

- ① 健全化判断比率及び資金不足比率は正確に算定されているか
- ② 算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか

審査の結果

一般会計、特別会計及び公営企業会計について、健全化判断比率は正確に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていました。

また、公営企業会計について、資金不足は発生していませんでした。

<平成29年度の健全化判断比率>

(単位：%)

区 分	岐阜県	法定基準	
		早期健全化基準 *3	財政再生基準 *4
実質赤字比率	-	3.75	5.00
連結実質赤字比率	-	8.75	15.00
実質公債費比率	10.0	25.0	35.00
将来負担比率	199.1	400.0	

(注) 「-」：実質収支が黒字のため算定不要。

＊ 1 健全化判断比率

財政の早期健全化や再生の必要性を判断するもので、以下の 4 つの財政指標の総称です。

① 実質赤字比率

地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（岐阜県においては、一般会計と 9 の特別会計（流域下水道特別会計を除く）が対象）。

② 連結実質赤字比率

水道事業など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです（一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象）。

③ 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、過去 3 年間の平均値を用います（一般会計、特別会計及び公営企業会計が対象）。

④ 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです（一般会計、特別会計、公営企業会計、地方公社・第三セクター等が対象）。

＊ 2 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。

＊ 3 早期健全化基準

財政が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図る基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

＊ 4 財政再生基準

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

10 住民監査請求に基づく監査

県民から3件の住民監査請求がありました。

- 動物用の医薬品の販売業の許可等について、地方自治法に定める要件を満たしていなかったため却下しました。
- 道路標示施工工事等の請負契約について、措置請求書を受理して監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却しました（一部については、地方自治法に定める要件を満たしていなかったため却下しました）。
- 交通信号施設移設等工事の請負契約における損害賠償請求を怠る事実について、措置請求書を受理して監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却しました。

(参考1) 指摘事項等の推移

定期監査、随時監査、財政的援助団体等監査の指摘事項等の件数について、過去5年分の推移をまとめました。

(1) 定期監査

【部局別の指摘事項等の件数】

(単位：件)

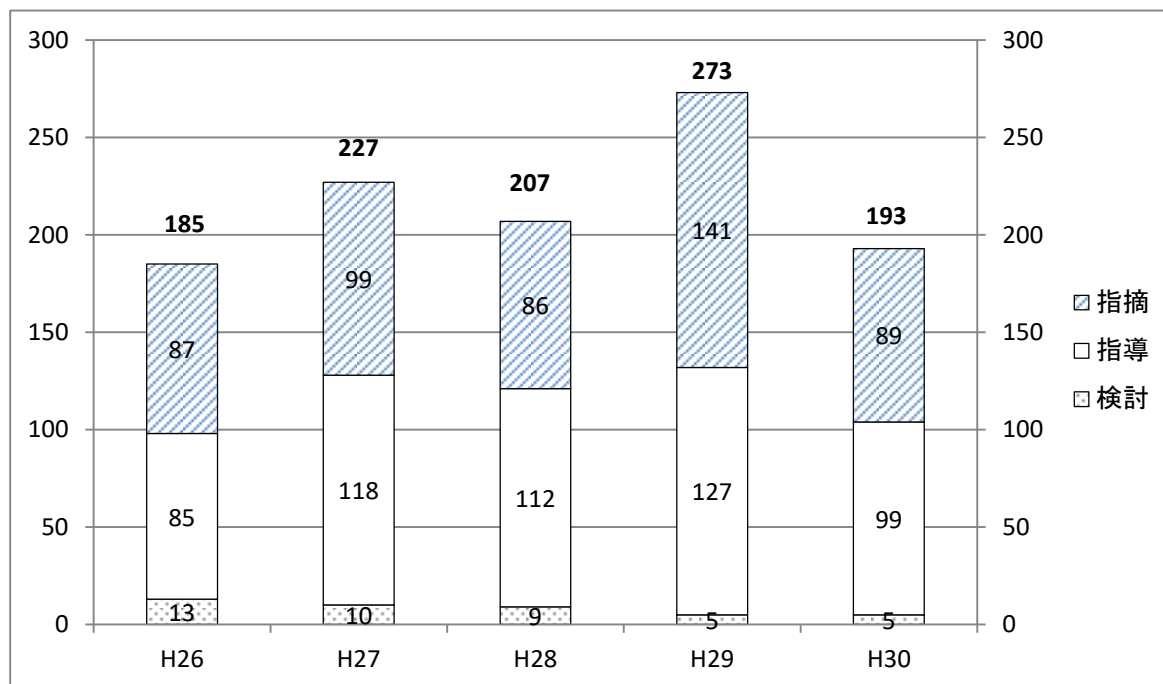
部局名	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	5ヶ年 の合計	1ヶ年 平均
知事直轄	0	0	0	1	2	3	0.6
総務部	6	7	8	8	2	31	6.2
清流の国推進部	2	2	2	3	1	10	2.0
危機管理部	3	1	4	4	2	14	2.8
環境生活部	6	11	14	17	13	61	12.2
健康福祉部	26	28	12	31	23	120	24.0
商工労働部	4	9	10	12	8	43	8.6
農政部	15	33	22	43	19	132	26.4
林政部	3	4	4	4	4	19	3.8
県土整備部	19	23	31	24	22	119	23.8
都市建築部	6	8	6	5	5	30	6.0
県事務所	4	9	7	8	9	37	7.4
教育委員会	70	70	47	76	51	314	62.8
警察本部	20	22	40	36	31	149	29.8
その他	1	0	0	1	1	3	0.6
合計	185	227	207	273	193	1,085	217.0

※年度は監査実施年度を意味し、指摘事項等の対象となった財務等の行為は、その前年度に行われたものとなります。

※過去に所属する部が変わった機関については、平成30年度の所属部において件数を計上しています。

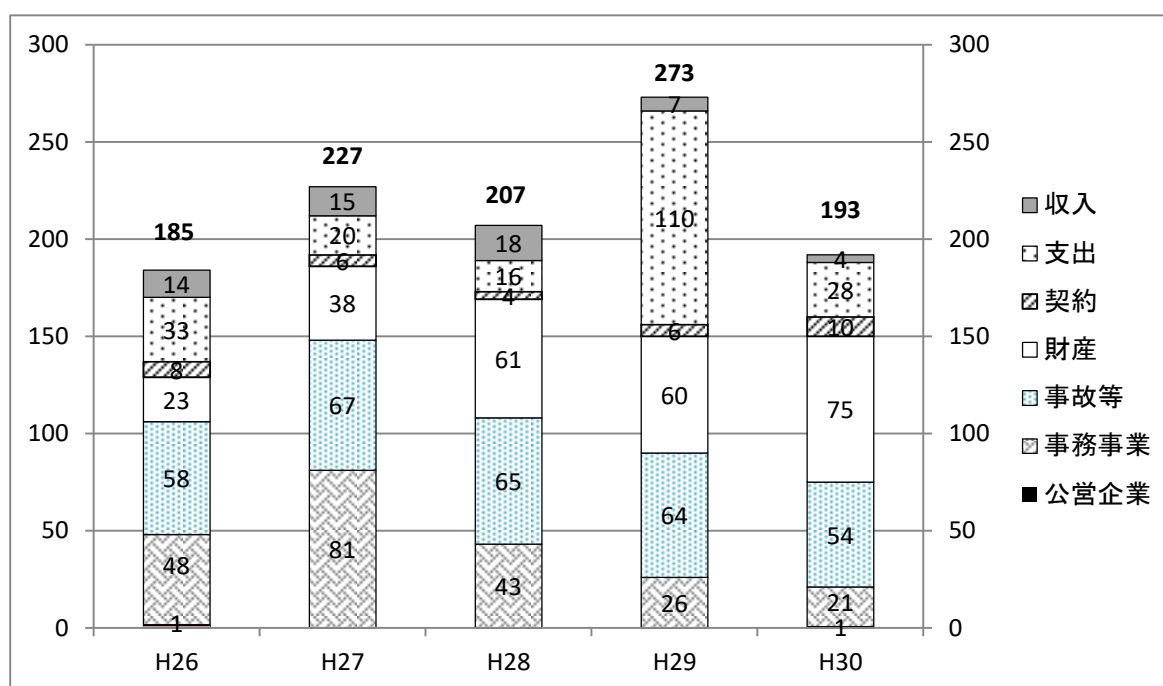
【指摘事項等の内訳】

(単位：件)



【分野別の指摘事項等の件数】

(単位：件)



- 「収入」・・・収入事務（調定や督促等）に不備があったもの
- 「支出」・・・支払事務に不備があったもの
- 「契約」・・・収入や支出の原因となる契約事務に不備があったもの
- 「財産」・・・物品、土地・建物、債権等の財産管理に不備があったもの
- 「事故等」・・・公用車による交通事故や県が管理している道路等の管理瑕疵に起因した事故など
- 「事務事業」・・・財務以外の事務の執行で情報管理等の見直しを求めたもの
- 「公営企業」・・・公営企業会計事務に不備があったもの

(2) 随時監査（抜き打ち）

【監査対象機関と指摘事項等の件数】

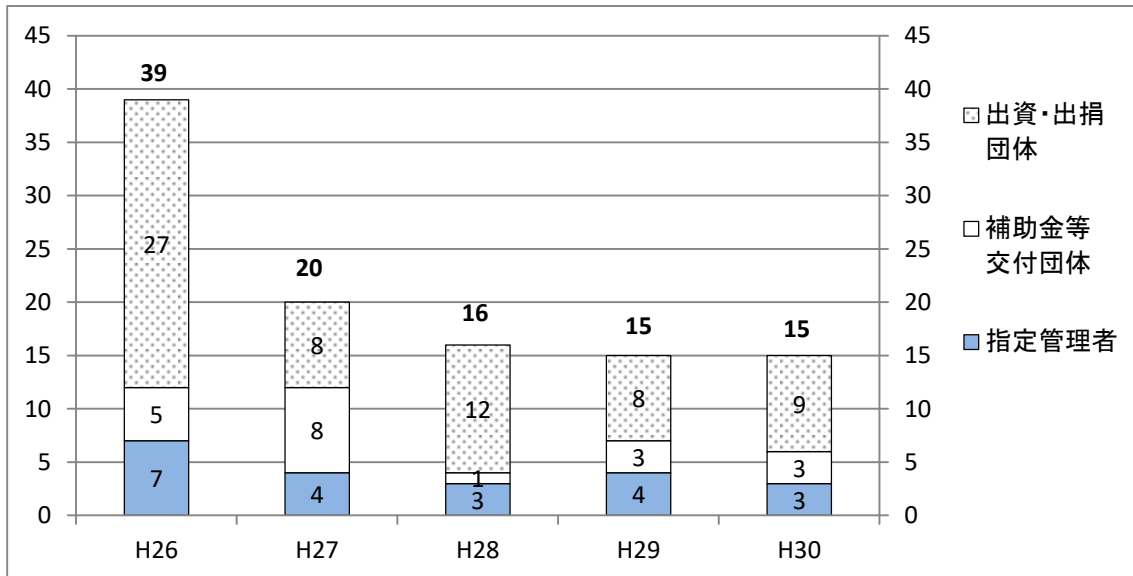
（単位：件）

年度	監査対象機関数	指摘事項等の件数
平成26年度	実施せず	
平成27年度	2	0
平成28年度	6	9
平成29年度	6	2
平成30年度	6	0

(3) 財政的援助団体等監査

【団体の指摘事項等の件数】

（単位：件）



(参考2) 包括外部監査

包括外部監査人による監査*について、その結果に関する報告の提出を受け、これを公表しました。

■ 平成 30 年度のテーマ

「林業施策に係る財務事務の執行及び事業の管理」

* 監査結果については、岐阜県監査委員事務局のホームページに掲載しているほか、岐阜県行政管理課のホームページでもご覧いただけます。

【ホームページアドレス】

監査委員事務局

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kansa/gaibu-kansa/15401/gaibu.html>

行政管理課

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/kansa/gaibu-kansa/c11127/>

* 包括外部監査人による監査

地方自治法に基づき、知事が毎会計年度、弁護士、公認会計士等と包括外部監査契約を締結し、その包括外部監査人が特定のテーマについて県や関連団体に対して行う監査です。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知 清流がもたらした自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創 ふるさとの宝ものを磨き活かし、新たな創造と発信に努めます

伝 清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議